（案）

H2&FC　EXPO ブース設営業務委託契約書

静岡県（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）との間に、次のとおり委託契約を締結する。

（目的）

第１条　甲は、甲が別に定める「H2&FC　EXPO ブース設営業務委託要領」（以下「要領」という。）に定める業務（以下「委託業務」という。）の処理を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（注意義務及び委託期間）

第２条　乙は、委託の本旨に従い善良なる管理者の注意をもって、契約締結の日から令和９年３月 29 日までに委託業務を処理するものとする。

（守秘義務）

第３条　乙は、委託業務を処理するに当たり、甲から秘密である旨を表示又は書面通知された事項を、甲の書面による許可なく、第三者に漏らしてはならない。委託業務を中止又は終了した後も同様とする。ただし、次の各号のいずれか一つに該当する情報についてはこの限りではない。

⑴　秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報

⑵　秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報

⑶　甲から提供された情報によらず、独自に開発した情報

（申出義務）

第４条　乙は、甲の定める要領の中に不適当な箇所があると認めるとき、又はこの契約締結後の事情の変化により委託業務を遂行することが困難となり、若しくは甲に不利となったときは、その都度甲に申し出て必要な指示を受けなければならない。

（委託費）

第５条　甲は、乙に対し委託業務を処理するための費用（以下「委託費」という。）として、金　　円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　円）を支払うものとする。

（支払方法）

第６条　乙は、第 13 条に定める実績報告書（様式第３号）を提出した後に委託費を請求するものとし、甲は、請求書を受理した日から 30 日以内に支払うものとする。

（権利義務の譲渡の禁止）

第７条　乙は、第三者に対し、委託業務の全部若しくは一部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又はこの契約に基づいて生じる権利義務を譲渡してはならない。ただし、書面により甲の承認を受けた場合は、この限りではない。

（実施計画書の提出）

第８条　乙は、この契約の締結後 10 日以内に実施計画書（様式第１号）を甲に提出しなければならない。

２　乙は前項の規定により提出した実施計画書を変更する場合は、変更計画書（様

式第２号）を甲に提出し、承認を受けなければならない。

３　甲は、前２項の規定により乙から提出された書類の内容に不適当な箇所があると認めるときは、乙に指示してそれを変更し、又は修正させることができる。

（処理状況の報告等）

第９条　甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、委託業務の処理状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

（契約の解除）

第 10 条　甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、いつでもこの契約を解除することができる。

⑴　乙が委託期間内に乙の責めに帰する事由により委託業務を履行しないとき又は履行の見込みがないと甲が認めるとき。

⑵　乙がこの契約に違反する行為をしたとき。

⑶　乙が故意又は重大な過失により、甲に損害を与えたとき。

⑷　乙が次のアからキのいずれかに該当するとき。

ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第　77　号。以下「法」という。）第２条第２号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ　個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第２条第６号に規定する暴力団員（以下　「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ　法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ　暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ　暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ　相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

（損害賠償責任）

第 11 条　乙は、次のいずれかに該当したときは、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

⑴　乙が委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたとき。

⑵　前条の規定によりこの契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

（委託費の処理）

第 12 条　甲が第 10 条の規定によりこの契約を解除した場合の委託費の処理は、甲が認める既履行部分に相当する金額をもって精算し、その引渡しを受けることができる。

（実績報告書の提出）

第 13 条　乙は、委託業務が完了したときは、実績報告書を委託業務が完了した日か

（案）

ら起算して 15 日以内に甲に提出しなければならない。

（合意管轄）

第 14 条　この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

（著作物の帰属）

第 15 条　この契約に基づき作成された成果物の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、甲に帰属するものとする。

（留意事項）

第 16 条　委託業務の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第７条第２項で規定されている合理的配慮について留意すること。

（定めのない事項の処理）

第 17 条　この契約書に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を所持する。

令和　年　月　日

（甲）　静岡県静岡市葵区追手町９番６号
静岡県知事　鈴木　　康友

（乙）

（案）

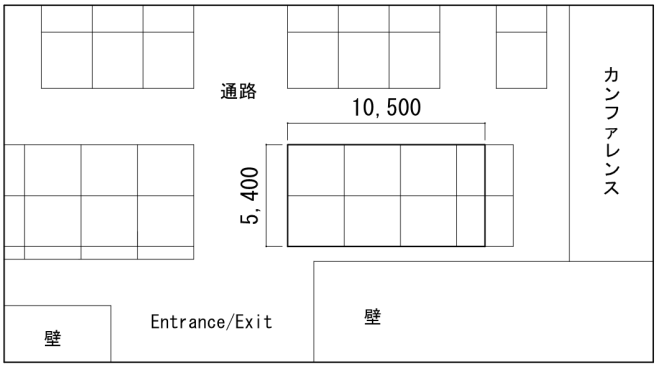
H2&FC　EXPO ブース設営業務委託要領

1　業務の目的

水素・燃料電池の国際展示会において、県内企業が持つ水素関連の技術を広報することにより、国内外の企業とのビジネスマッチングを目指す。展示会への出展に当たって、ブースのデザイン及び設営等の業務を委託し、集客力の向上を図る。

2　展示会の概要

（１）名称　　第 27 回　H2&FC　EXPO　国際水素・燃料電池展
（２）会期　　令和９年３月 24 日（水）～令和９年３月 26 日（金）
（３）会場　　東京ビッグサイト
（４）ブース面積　　5.40m×10.50m＝56.7 ㎡（下記参考図のとおり）



3　ブースのデザイン、製作、設営及び撤去

２（４）のブースにおいて、県が選定する約７社の企業と県が共同出展する。
（１）出展企業が効率よく積極的な広報ができる配置とすること。
（２）ブース全体に「静岡県ブース」として、統一感を持たせる装飾を行うこと。
（３）出展企業及び県の展示スペースの内容は以下のとおりとすること。
・展示スペースの目安は、横 2.2m×縦 1.5m程度とする。
・出展企業及び県から提供される文章や写真、グラフ等を活用し、社名板及び情報パネル（Ａ１版２枚程度）について、統一のデザインで作成、設置すること。
・出展企業及び県と連絡・調整の上、各社の製品等を設置する机、ディスプレイ及び紹介するパネル、パンフレットラック、貴名受けを設置すること。
（４）ブース内に大型ビジョン（50 インチ以上）を設置し、出展企業及び県が用意する広報動画について、連続して放映できるようにすること。
（５）感染症対策を講じること。
（６）ブース内にバックヤードを設けること。
（７）ブース内に来場者へ水出し緑茶を提供するためのスペースを設け、水（ペットボトル）及び使い捨てコップ等を手配すること。茶葉、フィルターインボトル及び静岡茶の広報資材（のぼり、ポスター等）は、県が用意し、受託者は運搬、設営及び撤去を行い、展示会終了後、遅延無く静岡県庁舎へ返却すること。
（８）デザイン及びレイアウトは県と協議の上、最終決定すること。

（案）

（９）展示会初日はブース運営に支障がないと判断されるまで常駐すること。
（10）展示会規約等に従い、主催者への書類提出等の連絡調整を行うこと。

４　広報媒体の作成及び納品

２（４）のブースにおいて、来場者へ配布する広報用の紙資料を作成する。
（１）出展企業及び県から提供される文章や写真、グラフ等を活用し、出展企業及び県の情報を掲載した広報媒体を統一のデザインで作成すること。
（２）展示会初日までに２（４）のブース内に納品すること。
（３）掲載内容について、出展企業及び県の校正を２回程度行うこと。
（４）規格等は以下のとおりとする。
・規格　　：Ａ３見開き・２つ折り
・色　　：フルカラー
・作成部数：700 部

５　提出書類

実績報告書（様式第３号）と合わせて、ブースの写真、製作又は調達した物品一覧、製作図（平面図、立面図）、作業打合せ記録等を添付すること。

６　その他

（１）出展申込は県で行い、小間料金（出展社検索サイト掲載料含む）は県が支払う。
（２）委託費には、床面施工費（カーペットなど）、システム什器（柱、パネル、壁）、レンタル備品（机、椅子等）、壁面、グラフィック出力代金、デザイン費、造作費用、クロス施工費、照明レンタル費、二次電気工事、搬入・施工費、撤去費、搬出撤去費、ごみ処分費、設計・デザイン費など、一連の経費を含む。
（３）成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。第三者が有する知的財産権の侵害の申立てを受けたときは、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む）において解決すること。
（４）委託業務に係る経費は、帳簿を備え収入支出の額を記載し、その出納を明らかにしなければならない。この場合において、帳簿及び支出内容を証する証拠書類を事業完了年度の翌年度から５年間保管しなければならない。

（案）

様式第１号

実施計画書

１　　業務名称

２　　契約年月日　　令和　年　月　日

３　　契約期間　　令和　年　月　日から令和　年　月　日まで

４　　完了予定年月日　令和　年　月　日

５　　業務の結果

時期	業　務　内　容

上記のとおり実施します。

令和　　年　　月　　日

静岡県知事　鈴木　康友　様

住　　所
商号又は名称
氏　　名

（案）

様式第２号

変更計画書

１　　業務名称

２　　契約年月日　　令和　年　月　日

３　　契約期間　　令和　年　月　日から令和　年　月　日まで

４　　完了予定年月日　令和　年　月　日

５　　業務の計画

時期	業　務　内　容

※従前の計画を上段括弧書きで記載すること。

上記のとおり計画を変更します。

令和　　年　　月　　日

静岡県知事　鈴木　康友　様

住　　所
商号又は名称
氏　　名

（案）

様式第３号

実績報告書

１　　業務名称

２　　契約年月日　　令和　年　月　日

３　　契約期間　　令和　年　月　日から令和　年　月　日まで

４　　完了年月日　　令和　年　月　日

５　　業務の結果

時期	業　務　内　容

上記のとおり報告します。

令和　　年　　月　　日

静岡県知事　鈴木　康友　様

住　　所
商号又は名称
氏　　名